第四章の二を次のように改める。

第四章の二　広域化等支援方針

（広域化等支援方針）

第六十八条の二　都道府県は、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための当該都道府県内の市町村に対する支援の方針（以下「広域化等支援方針」という。）を定めることができる。

2　広域化等支援方針においては、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一　国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化の推進に関する基本的な事項

二　国民健康保険の現況及び将来の見通し

三　前号の現況及び将来の見通しを勘案して、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化の推進において都道府県が果たすべき役割

四　国民健康保険事業に係る事務の共同実施、医療に要する費用の適正化、保険料の納付状況の改善その他の国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を図るための具体的な施策

五　前号に掲げる施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整

六　前各号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するため都道府県が必要と認める事項

3　都道府県は、当該都道府県内の市町村のうち、その医療に要する費用の額について厚生労働省令で定めるところにより被保険者の数及び年齢階層別の分布状況その他の事情を勘案してもなお著しく多額であると認められるものがある場合には、その定める広域化等支援方針において前項第四号に掲げる事項として医療に要する費用の適正化その他の必要な措置を定めるよう努めるものとする。

4　都道府県は、広域化等支援方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、市町村の意見を聴かなければならない。

5　都道府県は、広域化等支援方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

6　市町村は、国民健康保険事業の運営に当たつては、広域化等支援方針を尊重するよう努めるものとする。

7　都道府県は、広域化等支援方針の作成及び広域化等支援方針に定める施策の実施に関して必要があると認めるときは、国民健康保険団体連合会その他の関係者に対して必要な協力を求めることができる。

（広域化等支援基金）

第六十八条の三　都道府県は、広域化等支援方針の作成、広域化等支援方針に定める施策の実施その他国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化に資する事業に必要な費用に充てるため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金として、広域化等支援基金を設けることができる。

第七十条第一項中「支給に要する費用並びに」を「支給に要する費用（第七十三条第一項及び第百四条において「療養の給付等に要する費用」という。）並びに」に改め、同条第三項から第五項までを削る。

第七十二条第二項第一号中「から前々年度の基準超過費用額の総額を控除した額」を削る。

第七十二条の二に次の一項を加える。

3　都道府県調整交付金の交付は、広域化等支援方針（都道府県が広域化等支援方針に定める施策を実施するため地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定による勧告をした場合にあつては、広域化等支援方針及び当該勧告の内容）との整合性を確保するように努めるものとする。

第七十二条の四を削り、第七十二条の五を第七十二条の四とする。

第七十三条第一項中「療養の給付並びに入院時食事療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用」を「療養の給付等に要する費用」に改める。

第七十四条中「第七十二条の四第二項、第七十二条の五」を「第七十二条の四」に改める。

第七十五条中「、第七十二条の四第二項及び第七十二条の五」を「及び第七十二条の四」に改める。

第七十五条の二を削る。

第百十七条及び第百十八条を削り、第百十九条を第百十七条とし、第百十九条の二を第百十八条とし、第百十九条の三を第百十九条とする。

第百十九条の四中「この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務（第七十二条の二第一項、第七十五条、第七十五条の二及び第七章の規定により処理することとされている事務並びに第十章の規定により処理することとされている事務のうち市町村及び連合会に係るものを除く。）」を「第十七条第一項及び第三項（第二十七条第三項において準用する場合を含む。）、第二十四条の四、第二十五条第一項、第二十七条第二項及び第四項、第三十二条第二項、第三十二条の二第二項、第三十二条の七第一項及び第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第三十二条の十二、第四十一条第一項（第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第二項（第四十五条の二第四項、第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。）、第四十五条第三項並びに第四十五条の二第一項及び第五項（これらの規定を第五十二条第六項、第五十二条の二第三項、第五十三条第三項及び第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。）、第五十四条の二の二並びに第五十四条の二の三第一項及び第三項（これらの規定を第五十四条の三第二項において準用する場合を含む。）、第八十条第一項、第八十八条並びに第八十九条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務、第百六条第一項、第百七条及び第百八条の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち組合に係るもの並びに第百十四条、附則第十六条において準用する高齢者の医療の確保に関する法律第四十四条第四項及び第百三十四条第二項並びに附則第十九条において準用する同法第百五十二条第一項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務」に改め、同条を第百十九条の二とする。

附則第六条中「（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）」を削る。

附則第七条第三項ただし書中「被用者保険等保険者」を「退職被保険者等所属市町村」に、「以下同じ」を「以下この項において同じ」に改め、同条第四項を削る。

附則第九条第一項中「以下同じ」を「第七十二条の三第一項において同じ」に改め、「同条第三項第一号イ⑴中「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、同号イ⑵及びロ並びに同項第二号イ⑵及びロ⑵並びに同条第五項第一号中「被保険者の数」とあるのは「一般被保険者の数」と、同項第二号中「被保険者の総数」とあるのは「一般被保険者の総数」と、同項第四号及び」を削り、同条第二項中「附則第七条第四項の規定により厚生労働大臣が定める組合に」を「次条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合に」に、「附則第七条第四項」を「附則第十条第三項」に、「附則第十条第一項」を「同条第一項」に改める。